

平成十二年十二月五日受領
答弁第六三三号

内閣衆質一五〇第六三号

平成十二年十二月五日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員加藤公一君提出質問主意書に対する内閣の答弁書の効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出質問主意書に対する内閣の答弁書の効力に関する質問に対する答弁

書

一般職の国家公務員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十八条第一項の規定により、その職務を遂行するについて法令及び上司の職務上の命令に従わなければならないこととされており、質問主意書に対する答弁書の中に法令の解釈が示されているような場合には、当該解釈に従い法令を執行する義務を負うものである。